

伊予市地球温暖化対策実行計画統合・改定業務委託仕様書

1 業務名

伊予市地球温暖化対策実行計画統合・改定業務

2 業務の目的

本市は、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、地方公共団体実行計画である「伊予市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）（以下、「区域施策編」という。）及び「伊予市第4次地球温暖化対策実行計画（以下、「第4次計画」という。）を策定し、市域及び市の事務事業における温室効果ガス排出量の削減に取り組んできた。

国の新たな地球温暖化対策計画では、地方公共団体のさらなる取組の強化や体制整備、所有施設の省エネルギー化等が求められている。

本業務では、令和5年度に実施した「公共施設等への太陽光発電設備等の導入可能性調査」の検討結果を反映させるとともに、第4次計画と区域施策編を統合し、改定することを目的とする。

3 策定に係る業務内容

環境省が示す最新の「地方公共団体実行計画（事務事業編）策定・実施マニュアル」及び「地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル」に基づき、本市における事務事業編に相当する第4次計画と区域施策編を統合し、一体的な計画として改定を行う。

なお、統合後の計画名称及び計画期間等の基本事項については、既存計画の整合性や期間構成を踏まえた上で、市と協議のうえで決定するものとする。

(1) 計画書素案の作成

以下の内容を踏まえ、最新の情勢や令和5年度調査結果等を踏まえて、脱炭素社会の実現に向けた施策体制を検討するとともに、伊予市における気候変動の影響及び適応策を検討し、伊予市地球温暖化対策実行計画の素案としてとりまとめる。

なお、素案内容は、国・県の地球温暖化対策、本市の既存の関連計画などの動向を踏まえ、整合を図るものとする。

ア 現行計画の評価と課題の整理

現行計画の施策等を分析・評価するとともに、その結果を踏まえ、次期計画策定に向けた現行計画における課題を抽出・整理する。

イ 計画の基本的事項の設定

計画策定に必要な基本的事項（計画の目的、期間、対象範囲等）を整理する。

ウ 環境を取り巻く状況の把握、整理

地球温暖化をとりまく国内外の動向や、関連計画との整合性を確認、整理す

る。

エ 温室効果ガス排出量の算定とエネルギー使用特性の分析

本市が所有する施設におけるエネルギー使用量を基に温室効果ガスの排出量を算定し、施設ごとのエネルギー使用特性を分析する。

オ 温室効果ガス排出削減目標の検討

温室効果ガス排出実績及び本市における他の関連計画や国や県の方針を踏まえ、温室効果ガス排出量についての削減目標を検討する。

カ 温室効果ガス削減施策の検討

本市が所有する施設における事務事業について、ハード、ソフト両面から実現可能な温室効果ガス削減施策を検討、整理する。

キ グリーン購入推進方針の策定

市の事務事業における温室効果ガスの削減を推進するためには、調達段階での環境配慮も重要であることから、グリーン購入の推進方針についても本計画の一部として位置づけ、グリーン購入法に基づく方針を策定する。

(2) パブリック・コメントの実施支援

計画書素案を広く市民に公表し、市民の意見を計画に可能な限り反映させるために、パブリック・コメントを実施するにあたり、資料の作成と寄せられた意見に対する対応方針等についての検討支援を行う。

(3) 計画書等の作成

各種調査結果、伊予市環境審議会等における検討結果、市が実施するパブリック・コメントによる市民意見等に基づき、最終計画書及びその概要版を作成する。計画の名称や構成、記載内容等については、市と協議しながら適宜調整するものとする。

(4) 環境審議会庁内会議への出席・支援

環境審議会（令和7年10月、12月、令和8年2月開催予定）及び庁内検討会議等へ出席し、協議を行うとともに、資料の作成、議事録の作成などの支援を行うこと。審議会に先立ち、市と協議の上で必要な資料を適宜作成し、計画の検討に資するものとする。

なお、本業務の遂行にあたっては、以下の工程を目安とし、市と協議のうえ、適宜調整しながら進めること。

※審議会において必要となる資料（例：現行計画の成果・課題分析、削減施策案、最終案に向けた論点整理等）は、各工程の中で作成すること。

【参考工程表】

時期	主な業務内容
令和7年9月上旬	現行計画の評価及び初期分析方針について市と協議開始
令和7年9月下旬	第1回環境審議会資料案の提出（現行計画の成果・課題分析等）

令和7年10月中旬	第1回環境審議会（予定）
令和7年11月下旬	第2回環境審議会資料案の提出（削減施策メニュー案の検討）
令和7年12月中旬	第2回環境審議会（予定）
令和8年1月下旬	第3回環境審議会資料案の提出（最終案に向けた論点整理）
令和8年2月中旬	第3回環境審議会（予定）
令和8年3月中旬	計画書・概要版の最終提出（納品前確認）

(5) 業務実施体制

本業務の実施に当たっては、業務責任者及び担当者を適正に配置し、円滑な業務実施体制を構築すること。

4 契約履行期間

契約締結日から令和8年3月31日（火）までとする。

5 成果品及び支払い方法

(1) 成果品

ア 伊予市地球温暖化対策実行計画本編 2部

イ 伊予市地球温暖化対策実行計画概要版 2部

ウ アからイまでの完成品の電子データ及び作成関連データ一式（DVD-R 一式）

(2) 納品期日

上記アからイ及びそれに付随するウは、令和8年3月31日（火）までに成果を納品すること。

(3) 支払い方法

契約履行期間内に業務を完了し、成果品及び必要書類を提出、検査等に合格した後、請求日から30日以内に委託料を一括で支払うものとする。前払いや部分払いは行わない。

(4) 成果品に係る著作権

成果品に係る著作権については、すべて本市に帰属するものとする。

6 守秘義務

受注者は、委託業務の履行により知り得た一切の情報を第三者に提供若しくは漏らし、又は委託業務の履行以外の目的に使用してはならず、この契約が終了又は解除された後においても同様とする。

また、委託業務を処理するため個人情報を取り扱う場合は、「個人情報の取扱いに関する特記事項」を遵守しなければならない。

7 その他

- (1) 打合せや調整等に要する費用は、すべて受託者の負担とする。
- (2) 本仕様書に関し疑義が生じた場合は、その都度、市及び受託者が協議の上、決定するものとする。市は、業務期間中いつでもその業務状況の報告を求めることができるものとし、受託者は、その求めに応じなければならない。
- (3) 本業務の参加表明に係る企画提案書の作成に当たり、各現状値、推計の基となる数値については、国で公表している数値等を用いることを基本とするが、それ以外のデータを活用する場合は、何に基づくものか出典を明らかにすること。
- (4) この仕様書に定めのない事項が生じた場合は、市及び受託者の双方が協力し、業務が円滑に履行できるよう誠実に対応するものとする。